

令和2年第1回区議会定例会

議案説明資料 (追加提案分①)

(議案第41号)

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部が改正され、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとされたところである。

このたび、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保のために講ずべき措置に関する指針」(以下「指針」という。)が策定され、サービス監督権者である教育委員会は、超過勤務命令に基づく業務以外の時間も含む在校等時間について、上限時間を超えないようにするため、教師等の業務量の適切な管理等を行うこと等とされた。

このことに伴い、業務量の適切な管理等に関する事項を定める必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する2件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

1 第1条による杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。(改正後の第20条)

2 第2条による杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正
前記1と同様の改正を行う。(改正後の第22条)

<実施の時期>

令和2年4月1日